

災害対策のための個人情報・避難支援 情報安全管理システム（2種類A,B）

personal information / evacuation support information safety management system
for disaster countermeasures

高度なサイバー攻撃や不測のPC盗難等を想定した3重の安全対策。

- 第一層：OS推奨セキュリティ設定とアンチウイルスソフト
- 第二層：米国政府採用OSのプロテクト型エンドポイントセキュリティ
- 第三層：NISC公開資料等記載の**秘密分散技術**（GFI電子割符®）による 情報資産自体の高度な安全管理措置（情報自体を存在させない）を簡便に実現

ITスキルの高くない町内会等でも
機微な個人情報等の安全管理ができます。

A:町内会で実施した情報管理システム概念図

◎まず対象情報確認し対象情報登録する

- ①:本人が登録
- ②:本人立合い、家族や町会担当者が登録
- ☆町内会事務所等事前情報登録所で利用

◎テスト中の実電子情報

- ア:2回のワクチン接種記録
- イ:接種会場で受領した解熱剤の処方箋
- ウ:運転免許証ICチップ内電子ファイル
- エ:その他動画等



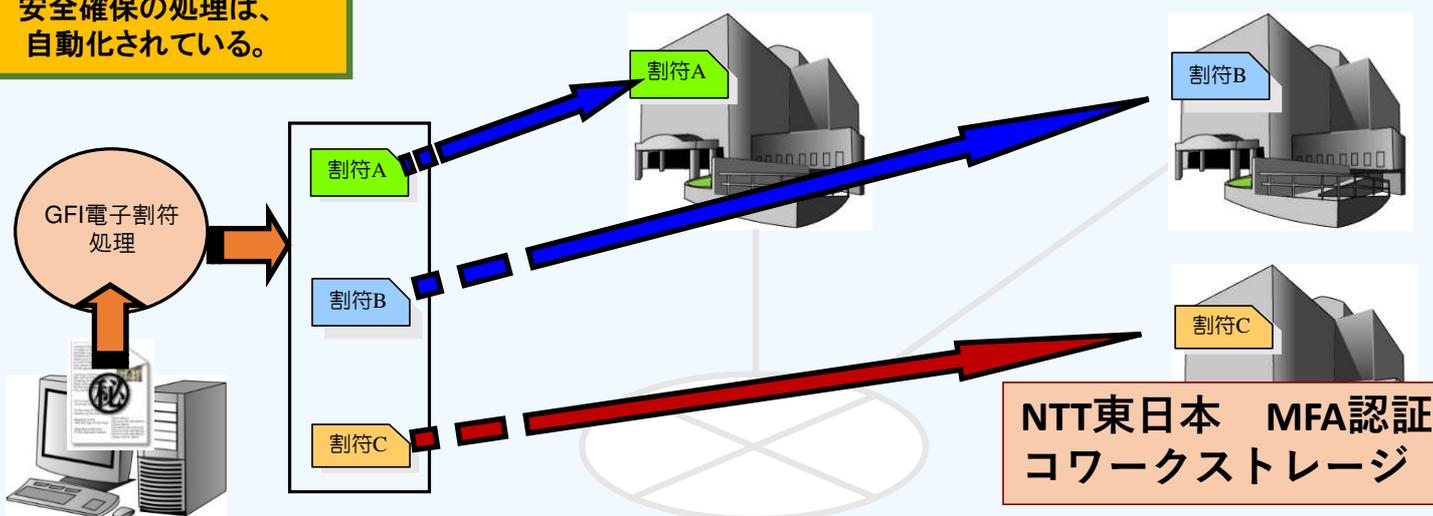
渋谷区笹塚仲町会で実施した事前情報登録実験概念図 PFU社スキャナ、J-LIS提供マイナンバーカード券面表示
アプリ等併用 注:事前に内閣府や個人情報保護委員会への相談を実施

A:町内会等のシステム（登録分割分散管理）

災害対策基本法改正により町会等自主防災組織の役割は、一層重くなっています。一人でも多く救える命を助きたい。
機微な個人情報等の安全管理負担軽減具体策が必用です。

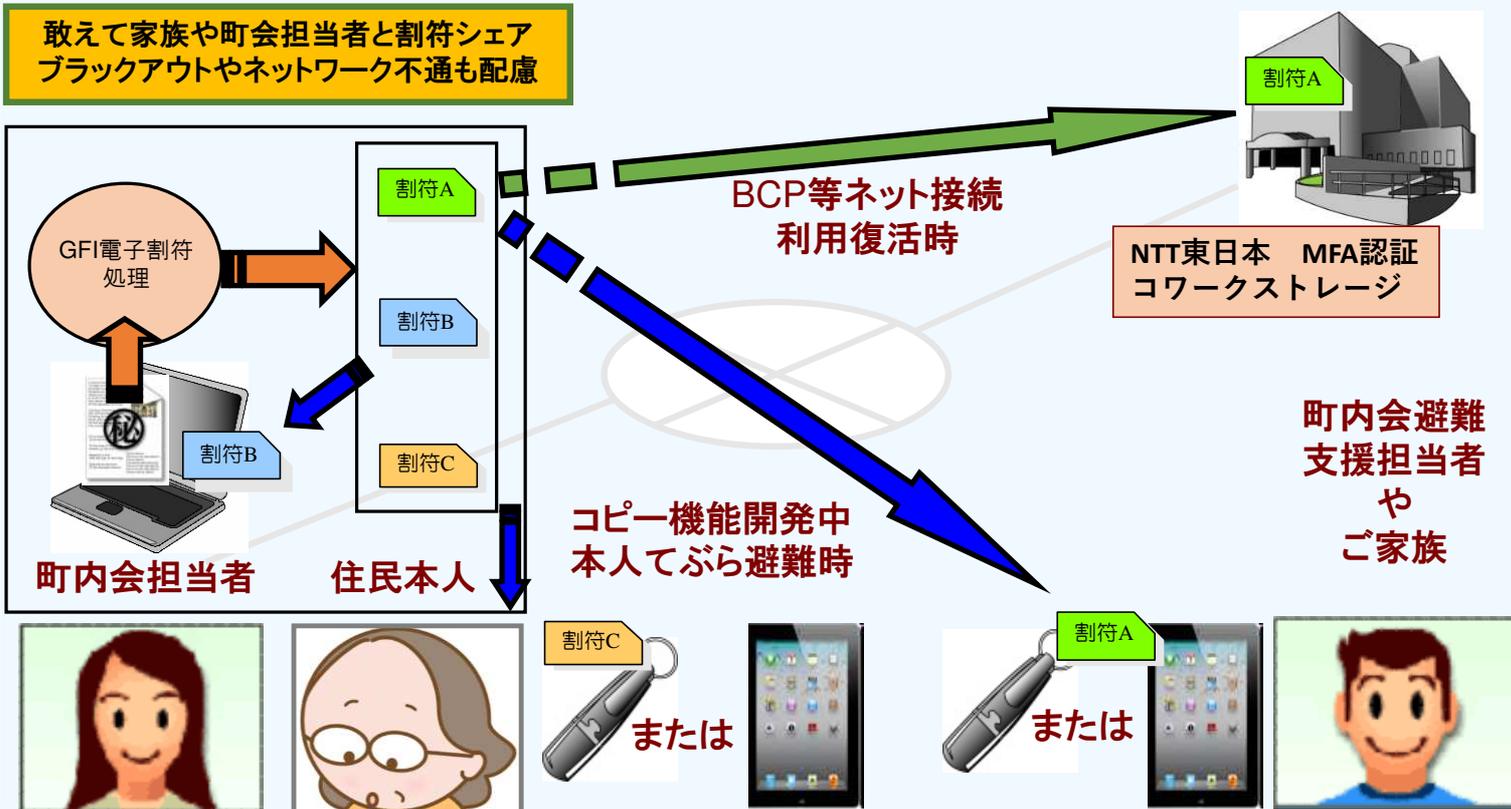
町会や避難所で利用 **GFI電子割符®**を用いた現状版の基本的なデータ分散配置
登録端末盗難を想定し、少なくとも一つのクラウドはMFA認証を併用

安全確保の処理は、
自動化されている。



町会や避難所で利用
応用スマホへの保管等機能は開発中(USBへの保管は実現済)

敢えて家族や町会担当者と割符シェア
ブラックアウトやネットワーク不通も配慮



- ☆町会内の情報登録PCが盗難されても被害・訴訟は発生しません。
- ☆電源喪失や本人が避難所に手ぶら避難しても登録情報を復元できます。

A:町会や避難所同士、自治体との瞬時情報共有

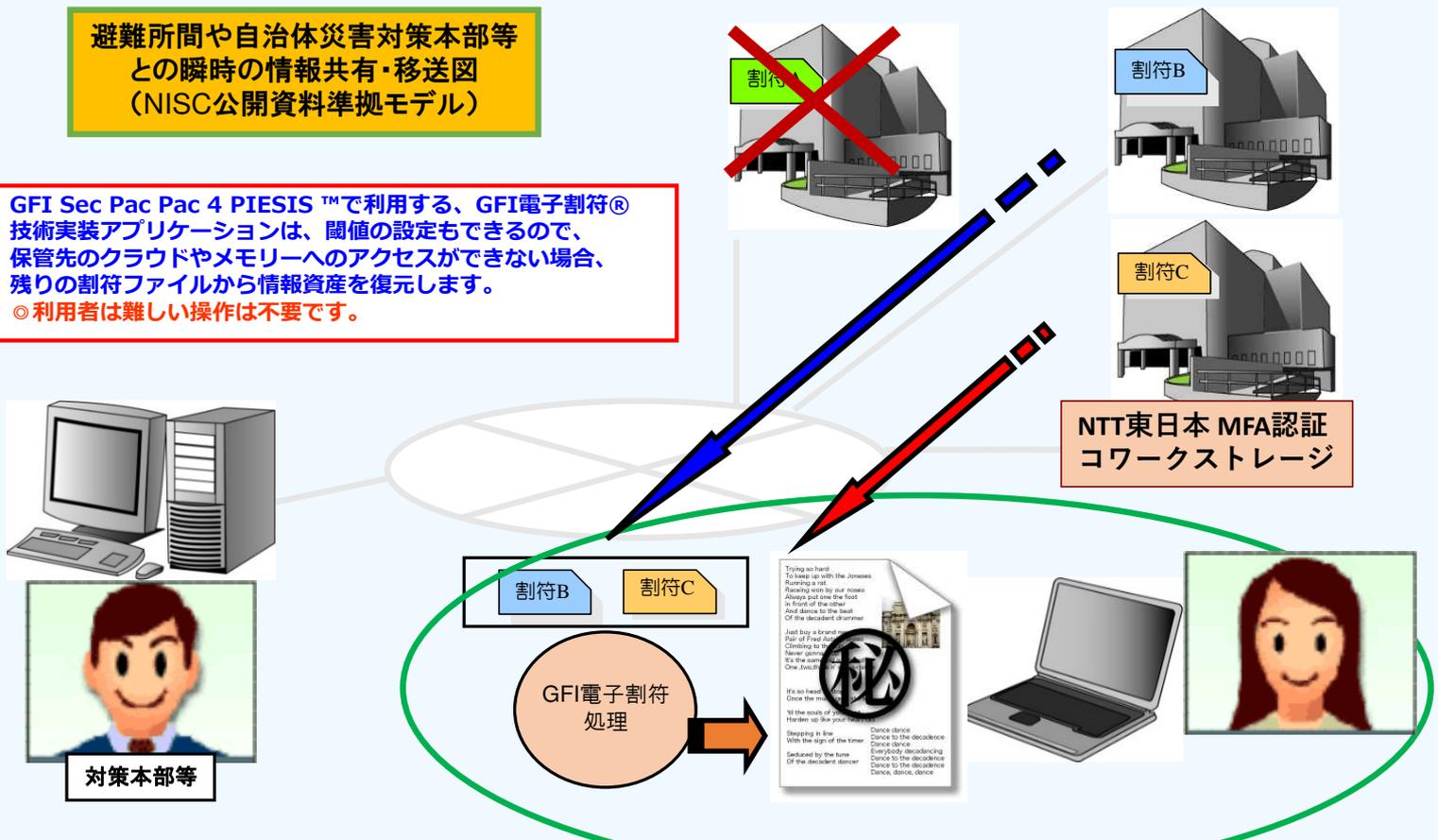
発災後、町会事務所や避難所が必要とする物資や情報を、瞬時に安全に自治体災害対策本部等とも共有・移送できます。
自治体側からの情報提供も可能です。

町会や避難所、自治体等の対策本部で利用 **現状版で実現済**

避難所間や自治体災害対策本部等との瞬時の情報共有・移送図 (NISC公開資料準拠モデル)

GFI Sec Pac Pac 4 PIESIS™で利用する、GFI電子割符®技術実装アプリケーションは、閾値の設定もできるので、保管先のクラウドやメモリーへのアクセスができない場合、残りの割符ファイルから情報資産を復元します。

◎利用者は難しい操作は不要です。



3.1.1(6)-2 職員等は、要機密情報である電磁的記録を要管理対策区域外に運搬又は機関等外通信回線を使用して送信する場合には、情報漏えいを防止するため以下を例とする対策を講ずること

•解説: ~**秘密分散技術**を用いて、秘匿すべき情報を複数のデータに分割することで、そのうちの一つを窃取しても元の情報を一切復元できないようにすることができる~。

出典NISCWEB:政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン (令和3年度版)

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告」記載秘密分散技術を実装

出典: https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000071.html

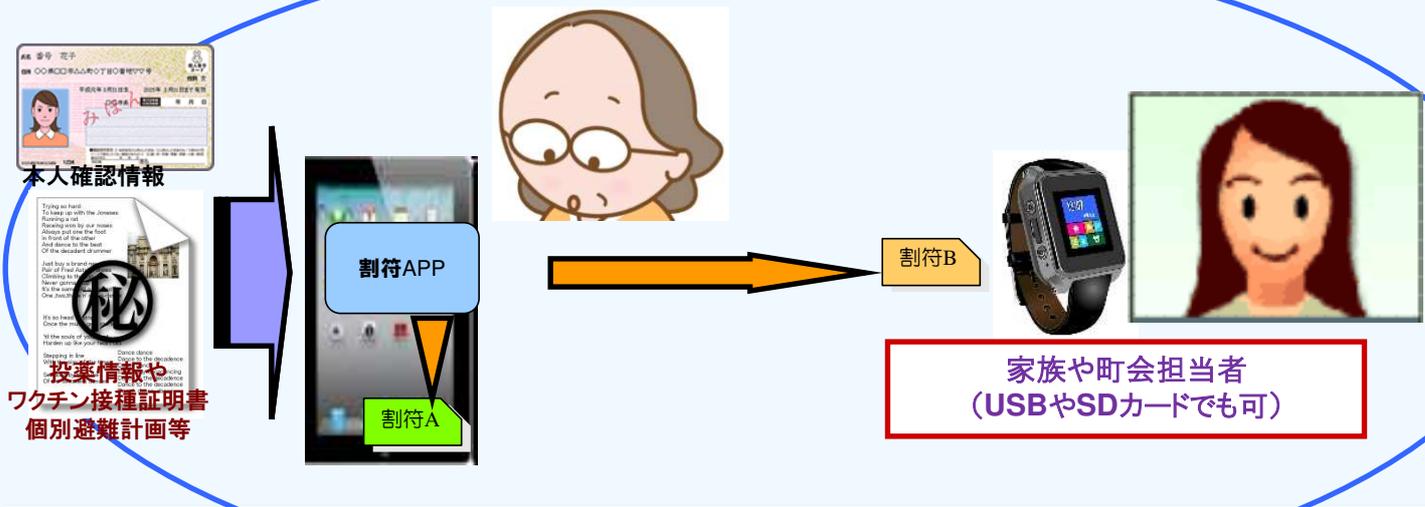
情報理論的安全性を有する**秘密分散技術**を適用しているデータについて、復号するために必要となる数の分散データが漏えいしていないことが確実である場合には、漏えいしたデータを他の分散データと組み合わせ復号した場合に保護されるパーソナルデータとなるものが含まれているとしても、当該漏えいしたデータのみでは有意な情報がないことから、実質的影響はないものとして捉えることが可能である

☆ GFIとNISC意見交換後の2005年の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準から、**GFI電子割符®技術**を秘密分散技術として記載したもの

B:地域住民自身等の自己情報管理の仕組み

最終的には、住民自身が生き延びるために必要な情報を、自ら安全管理し発災時に適切に開示できれば良い。
近年EU GDPR等で注目される自己情報コントロール権実現。

町会担当者や住民自身の保有する機微情報を平時に割符化して分散管理(現プロト版)



スマートフォンとスマートウォッチ等で自動分散管理
機器が離間すると登録情報は自動削除され、近接すると自動復元します

安全確保に利用するGFI電子割符®について

注:産業技術総合研究所の調査報告で、情報理論的安全性を持つものと評価されています

ECOM、2010年3月、TF1法的意見書

牧野総合法律事務所 弁護士 牧野二郎 <http://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004291>

一般に訴訟を提起する場合、原告となろうとする者が、自らの権利を侵害するものであることを示す必要がある(原告適格)。ところが本件における個々の電子割符が誰の情報であるかを特定することができず、結局仮に誰かがこれを取得したとしても、その情報が自身のもの(個人情報)であることを立証することができないため、原告たりえないという結論となる。こうして、**電子割符技術により、多くの場合訴訟リスクも回避される**と考えられる。

2つのシステムのPOINT:

- ☆Aは町会で安全に事前登録管理し必要な時に本人に提供できれば良い
- ☆Aは自治体の対策本部と避難所等との情報伝達・共有にも役立つ
- ☆Bスマホ版は住民自身も自ら必要情報を安全管理し、適時提示できる
- ☆助ける、助かる為の情報安全管理不安を払拭して避難訓練を実施する

商品企画・販売元:



グローバルフレンドシップ株式会社
東京都渋谷区笹塚1-32-2ソネット笹塚102
e-mail: info@gfi.co.jp

◎本資料記載事項は予告なく修正変更されることがありますので、最新情報は販売元等までお問い合わせください。

© 1994~2021 Global Friendship Inc.(GFI/GIPM) All rights reserved.